

「謝金規程」 一部改定について

平成 30 年4月1日

一般社団法人和食文化国民会議

会長 伏木 亨

平成 30 年(2018 年)4月1日より「謝金規程」を下記対照表の通り一部改定いたします。

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	旧
<p>(支払対象者)</p> <p>第2条 謝金の支払対象者は、<u>前条に定める講師等及び原稿執筆者</u>であって、<u>常勤理事及び事務局職員</u>以外の者とする。</p>	<p>(支払対象者)</p> <p>第2条 謝金の支払対象者は、役員等の報酬等及び費用に関する規程第2条第1号に規定する役員等及び事務局職員以外の者とする。</p>

以上